

理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準

理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準は下記のとおり。

記

1. 理事の報酬は無報酬
2. 監事の報酬は無報酬
3. 評議員の報酬は無報酬

以上